

【記入例①】 11月分まで徴収し、未徴収税額を普通徴収（本人が直接納付）に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

ご注意  
1 「宛名書留」の欄には、「宛名書留」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
2 給与の支払を受けなくなったとき、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に必要事項を記載してください。  
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。  
4 欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1」特別徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

第十八号様式（用紙日本標準規格A4）（第十條関係）

事業所について記入してください。

異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。

賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。

所在地	〒329-2192 矢板市本町5番**子	特別徴収義務者指定番号	152**
フリガナ	ヤイタシヨウジ	宛名番号	21
氏名又は名称	矢板商事 株式会社	担連当絡者先	総務課給与係 矢板 花子 電話 0287-43-**** 内線 ( 251 )
個人番号又は法人番号	701330280****	異動年月日	R5年 11月 30日
フリガナ	トナギ イチロウ	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 長期・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不足額 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由
氏名	橋本 一郎	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	昭和 平成 59年 5月 27日	特別徴収税額 (年税額)	(ア) 70,500 円
個人番号	*1234567****	徴収済額 (イ)	35,700 円
受給者番号	10-0000	未徴収税額 (ウ)	34,800 円
1月1日現在の住所	矢板市鹿島町30番地**子	徴収予定月日	6月 11月 まで
異動後の住所	同上	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円

税額通知書に記載されている指定番号、宛名番号を記入してください。

この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。

【3】(普通徴収)と記入してください。

異動の事由について、該当する番号を記入してください。

異動日(退職日等)を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	〒	法人番号	(新規)
所在地	〒	所属	
フリガナ		担連当絡者先	
氏名又は名称		電話	内線 ( )

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)  右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
	2. 令和 年5月31日までに支払われべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。

異動者の税額について、何月分まで徴収したかを記入し、徴収済額の合計を記入してください。

年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。